

平成２７年度の流山市市民参加条例の運用
に関する評価及び改善について（答申）

平成２８年１０月

流山市市民参加推進委員会

目 次

1	はじめに	1
2	平成 27 年度の市民参加条例の運用に関する評価について	2
3	市民参加条例の運用の改善について	5
4	今後に向けて	7

1 はじめに

流山市市民参加条例（以下「市民参加条例」という。）は、流山市自治基本条例第16条に基づき、市民等の市政への参加（以下「市民参加」という。）の手續等を定め、市民参加を保障するための条例として平成24年6月に制定された。

流山市市民参加推進委員会（以下「市民参加推進委員会」という。）は、市民参加を推進するため市民参加条例第23条の規定に基づき設置され、平成28年4月に市長から平成27年度の市民参加条例の運用に関する評価及び改善についての諮問を受けた。

本年は、過去に市長に対して答申した内容も踏まえ、平成27年度に市民参加条例を運用した関係部署14課より提出された15事業の「市民参加条例 実施予定・実施状況シート」の検証及びヒアリングを実施し、市民参加条例の運用に係る現状を評価するとともに、今後の課題について以下のとおり意見をまとめた。

2 平成27年度の市民参加条例の運用に関する評価について

本年度の市民参加推進委員会は、平成27年度に事業を終了し市民参加条例の対象となった15事業のうち、ヒアリング対象事業8事業を選択し、市民参加の方法の選択、スケジュール、事業内容の市民への情報提供、改善点の4項目についてヒアリングを行った。

また、ヒアリングを行わなかった7事業については、事業の関係部署より提出された「市民参加条例 実施予定・実施状況シート」に基づいて評価を行った。

その結果、今年度対象となった15事業については、市民参加条例の規定に基づいて概ね適正に運用されていた。

しかし、一部の事業においては、市民参加をより一層推進するために、各事業における市民参加の目的と必要性を十分に検討したうえで、参加方法の選択、市民参加のスケジュール、情報提供のあり方に改善や工夫が必要であると指摘する。（各事業の評価については、附属資料のとおり）

なお、平成27年度に対象となった事業の各評価項目の総評については、次のとおりである。

（1）市民参加の方法の選択について

対象となった15事業については、当該事業の対象者に合わせて市民参加条例の規定どおり複数の方法を選択し適正に運用されているが、15事業のうち、多くが選択した方法は、「審議会とパブリックコメント」又は「審議会とアンケート調査等」の2方法の組合せであった。

市民参加の方法を選択する場合は、上記2つの方法の組み合わせに限らず、多様な市民参加の方法の中から、当該事業の内容、対象者などを勘案し、可能な限り多くの市民等の意見が得られ、目的に応じた効果が期待で

きる方法を選択することが重要である。

この視点に立って市民参加の方法を考えてみると、パブリックコメントは、参加する市民等にとって、実施期間中に時間や場所などの制約を受けることなく参加できる方法であり有効な手段ではあるが、実施の効果を最大限引き出すためには、市民等がその事業内容を十分に理解する必要がある。

このことから、パブリックコメントの実施前に、市民と行政との対話により事業内容とその問題点を話し合う機会としての意見交換会や説明会等を開催し、市民等の理解を深めることも必要である。

（２）市民参加のスケジュールの妥当性について

スケジュールについては、選択した市民参加の手法を基に概ね設定しているが、国の計画に関係して実施する事業については、法の施行のタイミング等の関係から比較的短い期間でのスケジュールとなっていた。

これについては、やむを得ない面もあるが、このような短いスケジュールとならざるを得ない理由を市民に丁寧に説明する必要がある。なお、中には十分に時間があつたにもかかわらずタイトなスケジュールとなっている事業も見受けられたため、改善が望まれる。

また、意見交換会の開催では、市政に関するタウンミーティング等の市の事業スケジュールに合わせて実施した事業もあつたが、意見交換会のスケジュールの設定にあたっては、市民等が参加しやすい時期や場所のみならず、回数や開催日時等広くいろいろな状況の市民が参加できる工夫を十分検討した上で設定するよう努められたい。

（３）事業の内容や市民参加の仕組みに対する市民等への情報提供について

情報提供については、これまでの市民参加推進委員会の答申においても、

新たな情報発信の方法として、ツイッターやフェイスブックといった時代に即した新たな情報受発信の方法の採用や、極力、行政用語を避け、市民にも解りやすい名称、用語を使用する等創意工夫を提言してきたが、その実施には十分至っていない状況である。

情報提供は、市民等から意見を聞くための重要な前提であり、これをおろそかにすると、市民等の意見提出の機会を失わせてしまうことになる。

そのため、パブリックコメントや意見交換会の開催の周知はもちろんのこと、パブリックコメントの閲覧資料（閲覧図書）やその他の資料の作成にあたっては、対象事業の内容が市民生活にどのように関係し影響するか等に十分留意して作成し、わかりやすい情報提供をすべきである。

3 市民参加条例の運用の改善について

平成27年度市民参加対象事業15事業の評価にあたって、論点の一つであったパブリックコメントのあり方について、以下のとおり提案する。

パブリックコメントは、多くの市民等から意見を聞く有効な手段であり、これまでも多く事業において選択されているが、パブリックコメントによる意見提出件数は当該事業の内容や市民等の関心度により違いはあるものの、0件又は1、2件程度が多い状況である。

この原因は、これまでの答申や関係部署とのヒアリングにおける指摘にもあるように、「事前の周知」及び「事業の説明」（事業内容を理解してもらう方法）が不十分なことにある。

「事前の周知」については、広報やホームページでの掲載以外にもポスター掲示や関係機関・団体等への直接のチラシ配布等、一定の工夫は見受けられるが、より広く市民等に周知するため、出前講座の採用等による市民等への直接のPR、ツイッター等のSNSの活用、公共施設以外へのポスター掲示、パブリックコメント期間中の広報への繰り返し掲載等、より一層の工夫を検討されたい。

「事業の説明」については、行政と市民の間の情報量の差を認識して、事業の図やグラフを活用した概要版（簡易版）を作成すべきである。閲覧資料（閲覧図書）についても、市民等が分かりやすい表現及びその事業の市民生活への具体的な影響への言及等、説明上の工夫が必要である。また、パブリックコメントの実施については、直接市民等へ事業内容を説明できる意見交換会や説明会等をパブリックコメントと同時又は事前に実施することが望ましい。

パブリックコメント時の意見書の提出については、市民等が当該事業に対し自由な意見を提出できる様式を残しつつ、行政としてどのようなことについて意見が聞きたいのか等の具体的な質問事項を明記するなど、市民等が意見を提出しやすい工夫を検討すべきである。

また、併せて、パブリックコメントにより意見を提出する場合、市民等の情報入手先を記入する欄（広報、ホームページ、配架された閲覧図書等）を意見書様式に設けることにより、実施結果の検証、さらに有効な情報提供方法の検討に資する情報が得られるのではないかと考える。

なお、提出方法については、現状では市の担当課への郵送、持参、ファックス、またはメールとなっているが、これ以外にも市民等が手軽に提出できる工夫を検討されたい。

4 今後に向けて

市民参加条例は、市民自治を推進することを目的に市民等の市政への参加に関する手続その他必要な事項について定めた条例である。現状は、市民参加の方法ごとに定められた手続については、概ね適正に実施されているが、条例の基本原則にある「わかりやすい情報の発信」など市民等との情報共有に向けた取組については、未だ課題があると思われる。

市民等が市政に参加するためには、まず、市民等が当該事業を理解することが重要であり、このために市が市民等の立場に立った情報提供をしているか、問題意識について疑問が残る。

市職員は、市民参加条例を運用する場合、当該事業の市民生活への影響度や重要性を十分に勘案した上で、市民参加の方法、スケジュール、情報提供等について、市民等の立場に立ち運用することを強く意識されたい。

市民参加の実行において市民等からの意見が少ない場合については、その原因と今後の市民参加の実施方法について検証し、より多くの有意義な意見や提案がなされるよう、改善を継続していく必要がある。

市民参加推進委員会は、市民自治によるまちづくりを推進するため、市職員に対し、市民参加の理念を再認識し、本答申を今後の市民参加の実施に際し効果的に運用することを強く望むものである。

流山市市民参加推進委員会

委員長 井 原 久 光

副委員長 吉 永 明 弘

秋 山 ちなみ

今 村 文 希

上 平 慶 一

国府田 誠

野 路 丞 一

森 達 也

山 中 有 紀

和 田 登志子